

土木工事共通仕様書（R1.11）の改正概要

1 基本事項

農林水産省農村振興局の平成31年3月版「土木工事共通仕様書」及び山形県県土整備部の平成31年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、土木工事共通仕様書を一部改正するものである。

第1編共通編第1章総則の内容は県土整備部版に準拠し、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠している。

2 主な改正内容

(1) 仕様書本編の改正

- ・ 第1編 1-1-7 コリنز（CORINS）への登録
工事实績情報システム（コリنز）のリニューアルに伴う仕様変更を反映した。
- ・ 第1編 1-1-12 施工体制台帳
「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に提出することを明記し、下請報告書との重複提出は不要とする。
- ・ 第1編 1-1-20 建設副産物
「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成する旨の項目を追加した。
1-2-10 建設副産物に記載されていたCOBRISの項目は削除した。
- ・ 第1編 1-1-33 工事中の安全確保
「建設工事公衆災害防止対策要綱」により災害の防止を図ることを追記した。
工事で使用する建設機械が設計図書で指定されている場合の扱いについて追記した。
- ・ 第1編 1-1-39 交通安全管理
設計図書で指定された工事用道路を使用する場合に、工事用道路の維持管理及び補修を行うこと、また、その方法等を施工計画書に記載することを追記した。
- ・ 第1編 1-1-44 工事測量
丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置することを追記した。
- ・ 第1編 1-2-12 出来形及び出来形部分の数量
出来形数量を算出するために出来形測量を実施することを追記した。
- ・ 第1編 1-2-13 土木工事施工管理基準
出来形管理において出来形管理図表を作成すること、品質管理において品質管理図表を作成することを明記した。また、「主たる工種」については、工程能力図及び度数表（ヒストグラム）を作成することを明記した。
- ・ 第1編 3-7-11 養生
打ち込み後のコンクリートについて、適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない等を追記した。標準養生期間が示されていない材料を使用する場合は、湿潤養生期間を監督職員と協議しなければならないことを追記した。

(2) 土木工事共通仕様書に基づく提出様式の改正

- ・様式6-(1)、(2)施工体制台帳の改正（1号特定技能外国人の従事状況を追加）
- ・様式6-(3)、(4)再下請通知書の追加
- ・旧様式-6(4)施工体制台帳（工事担当技技術者）の削除
（「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」(H31.4.1改正)に伴う様式の改正）
- ・様式-(20)工事災害通知書の追加
- ・様式一覧表の修正
- ・元号「平成」の削除

(3) 建設工事請負契約約款に基づく提出様式の改正

- ・様式一覧表の修正
- ・元号「平成」の削除

(4) その他、語句の追加・修正